

(仮称) 鎌倉市コインパーキングの設置等に関する指導要綱素案

いただいたご意見の概要と市の考え方を公表いたします。

平成 20 年 2 月 27 日から 3 月 27 日までの間、ご意見を募集いたしました指導要綱素案については 5 通のご意見をいただきました。

いただいたご意見に対する市の考え方につきましては、以下のとおりです。

今後とも、ご理解とご協力をお願いいたします。

■主な意見と市の考え方

1 「定義」について

	意見の概要	市の考え方
1	「24 時間無人管理で、かつ不特定多数…」との限定的な表現では、適用逃れのおそれがあるのではないか。	いわゆるコインパーキングを対象とするので、適用逃れがないような表現を検討します。

2 手続について

	意見の概要	市の考え方
1	既に設置している既存のコインパーキングにも適用されるのか。	既存のコインパーキングへの遡及はできませんが、コインパーキング会社へは周知を図り、機会をとらえてお願いしていきたいと考えております。

3 その他について

	意見の概要	市の考え方
1	自動車だけではなく自動二輪車も対象とすべきでは	自動二輪車も対象とします。
2	廃止する場合にも住民に周知すべきでは。	単に廃止することの周知ではなく、廃止した後の土地利用について公表すべきものと考えます。土地利用計画の公開については、現在、鎌倉市まちづくり条例での大規模開発事業や中規模開発事業の届出制度がありますが、施行されてから間もないため、制度の動向を見極めながら判断していきたいと考えております。

3	土地所有者が変更になる場合も届出を義務づけるべきでは。	本要綱は、コインパーキングの設置についてルールを定めたものであり、土地所有者の変更などについては、鎌倉市まちづくり条例の中で、一定規模以上の土地取引の届出制度を設けております。
4	今後コインパーキングだけでなく、駐車場全般を包含する条例化の方向に発展することに期待する。	全ての駐車場としなかったのは、個人住宅の庭先で月極め駐車場を運営している形態が想像以上に多く、実態の把握が困難なためです。また、看板等の設置物も殆どないことから、概ね事業者の把握が可能で、看板等の設置物が多いと考えられるコインパーキングを対象を絞り、要綱運用の実効性を上げようと考えているものです。 引き続き条例化に向けて検討を行ってまいります。全ての駐車場を対象としていくことは、仮に条例化するとしても実効性を担保する上で、現実的に難しいと考えております。
5	駐車場内にある管理の悪い自動販売機は問題である。	コインパーキング内の設置物の管理も適切に行う旨の規定を考えているところです。
6	制定理由で一番大きいものは何か。	周辺への説明もないまま計画が進んでしまうことや看板等の色彩の配慮がなされていないなどが挙げられます。
7	コインパーキングの設置数は把握しているのか。	駅周辺や観光地など主だったところは、実態を確認したところです。施行時期に合わせて改めて把握しようと考えています。
8	コインパーキングからコインパーキングへ会社のみが変わるときは、要綱は適用になるのか。	看板の色彩等も変更される可能性もあるため、原則として対象とする方向で検討します。
9	緑化する位置は限定しないのか。	隣地との緩衝帯など、配置計画によって判断していくこととなると考えています。
10	看板の照明が明るすぎるので何とかできないか。	事業者が住民への説明を行いますので、その際に話し合いで決めていただくこととなると考えます。
11	駐車場の出入口の交通安全上の観点から、警察と協議するような規定はできないか。	駐車場の出入口が、歩道を横断するなど交通安全上の措置は必要なことから、協議する旨の規定を追加します。

12	公衆便所を設置することを協議するような規定はできないか。	地域を限定して、協議する旨の規定を追加します。
----	------------------------------	-------------------------

3 指導要綱の素案全体について

	意見の概要	市の考え方
1	これまで全く規制のなかった駐車場に規制をかける手立てを設けた意味で非常に大きな第一歩だと評価する。	引き続き制定に向けて事務を進めてまいります。
2	指導要綱素案の内容で基本的によい。	
3	全く新たな規制を設けるときに自分の足で目で問題点を確認、把握し解決の方策を創出した市職員の姿勢と努力に感謝する。	
4	対象がコインパーキングのみに限定されていることや、規制についても不十分であるなど、今後さらに改善を望む点があるが、ともかく第一歩を踏み出すことに意義があり、要綱作成を支持する。	